

事業主様

神奈川県管工事業健康保険組合

## 健康保険組合における加入者の住所情報の把握について

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和5年12月8日付で健康保険法施行規則が改正されます。

つきましては、資格取得届に住所を記入する際は住民票上の住所を記載いただきますよう、お願いいたします。

※住民票上の住所と居所が異なる場合は、居所欄にも記入をお願いいたします。

また、当組合では資格取得時に J-LIS(地方公共団体情報システム機構)との情報連携により、住民基本台帳にて住所等の確認をしております。届出記載の住所と異なる場合は、住民基本台帳の住所にて登録しますのでご了承ください。

例) 届出記載住所 神奈川県横浜市中区扇町1-2-1  
登録住所 住民基本台帳 神奈川県横浜市中区扇町一丁目2番地1号

なお、現在の加入者については、マイナンバーの紐づけの正確性が確認され、住民基本台帳における直近住所を確認できるため、改めて書類を提出いただく必要はありませんが、住所を変更された場合は「住所変更届」をご提出ください。